

## 令和元年度 事業計画

(平成31年[2019年]4月1日～令和2年[2020年]3月31日)

公益財団法人運行管理者試験センター

| 項 目           | 事 業 内 容  |
|---------------|--|
| 1. 運行管理者試験の実施 | <p>○ 道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者試験の実施</p> <p>(1) 平成31年度においては、次のとおり、全国の試験会場においてそれぞれ試験を2回実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1回試験（貨物、旅客） 平成31年8月25日（日）</li><li>・ 第2回試験（貨物、旅客） 平成32年3月1日（日）</li></ul> <p>(2) 上記試験実施後、運行管理者試験委員会を開催して、試験の合格基準、出題方針等について審議を行う。</p> <p>(3) 上記試験実施にあたり、適正な試験問題の作成に資するため、運行管理者試験問題検討委員会において、試験問題（原案）の審議を行う。</p> <p>(4) 受験者への試験結果の通知及び当試験センターのホームページにおいて合格者の発表を行う。</p> <p>また、希望者には、問題毎の正否、総得点及び分野別の責任点の取得状況を提供する。</p> |
| 2. 運行管理者試験の広報 | <p>○ 運行管理者試験実施等に関する利用者への広報の実施</p> <p>(1) 試験に係る公示文及び試験の案内（リーフレット）を試験毎に作成し、行政機関及び関係団体等を通じて広報する。</p> <p>(2) 試験に関する電話照会に対し、オペレーターの配置、自動音声（365日24時間対応）による案内サービスを提供する。</p> <p>(3) 新たにスマートフォンに対応するとともに、容易に閲覧できるようにしたホームページを活用して、申請手続き等に関して次の広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 試験実施に係る公示、試験の案内及び申請手続等</li><li>② 受験申請書の受理状況</li><li>③ 合格者の受験番号</li><li>④ 試験問題及びその正答</li><li>⑤ 試験の実施状況</li></ul>  |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>3. 運行管理者試験の利用者の利便性の向上及び試験事務の適正化等の推進</b></p> | <p><b>1. 運行管理者試験の利用者の利便性の向上</b></p> <p>(1) 過去の試験問題の掲載<br/>       受験者の過去の試験問題の利用を容易にするため、過去の試験問題（1 年分）及び正答表を当試験センターのホームページに掲載する。</p> <p>(2) 電子申請の利用の促進</p> <p>① 受験者がより簡単かつ便利に受験申請が行える電子申請について、その特徴、操作方法等を当試験センターのホームページ及び試験案内書を活用して広報することにより、電子申請の利用者の拡大に取り組む。</p> <p>② 電子申請については、これまでパソコンからのみ利用できるものとなっていたが、近年のスマートフォンの普及を踏まえ、平成 31 年度からパソコンに加えスマートフォンからも申請を受付できる新電子申請システムを稼働し、その利用促進を図る。併せて、スマートフォンのカメラを使用して必要書類を添付する機能、必要書類の差替え機能などを搭載し、一層の利便性の向上を図る。</p> <p>③ 平成 30 年度に導入した再受験者を対象にスマートフォンからの申請を受付するシステムについては、パソコンからも利用できるように改修して、その利用促進を図る。</p> <p>④ 書面申請の受験者が多く所属する事業者等に対して、電子申請（団体申請）の利便性等について案内することにより、電子申請の利用拡大に取り組む。</p> <p>⑤ 申請書の直接入手が困難な受験者及び電子申請が困難な受験者に対し、電子申請の利点を享受可能とする「おまかせ申請」を平成 27 年度第 2 回試験より開始したが、同申請の一層の利便性の向上に取り組む。</p> <p><b>2. 試験事務の適正化等への取組</b></p> <p>(1) 不正行為等の防止のための取組</p> <p>① スマートフォン等電子機器を用いた不正行為（カンニング）を防止するため、その対策を盛り込んだ「試験実施マニュアル」を改正した。引き続き、同マニュアルの必要な見直しを行うとともに、これに基づき、厳正な試験の実施に努める。</p> |
|---|--|

|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | <p>② 試験の実施にあたり、各試験会場(数か所程度)の運営状況について調査を実施し、「試験実施マニュアル」に基づき試験が適正に実施されていることを調査する。</p> <p>③ 試験会場の運営に当たる自動車運送事業の団体職員を対象に、試験監督の留意事項等を徹底するため研修会を開催する。</p> <p>④ 国家試験を実施する試験機関の情報交換連絡会を通じて、不正行為の防止を含め、試験の実施に関する有用な情報の収集にあたり、適正な試験の実施に繋げる。</p> <p>(2) 運行管理者試験の問題作成の高度化のための取組</p> <p>① 運行管理者試験の問題作成の高度化及び効率化を図るために構築した試験問題作成・管理システムを活用して適正な試験問題の作成に努めるとともに、同システムについて必要な改修を行う。</p> <p>② 試験問題をより適正なものとするため、関係団体、自動車運送事業者との意見交換会を適宜開催する。</p> <p>(3) 業務の効率化の取組</p> <p>新電子申請システムの稼働により、IT 技術を活用して申請受付業務の事務処理方法を見直し、業務の効率化に取り組む。</p> |
| <p>4. 試験合格者の「資格者証」取得の支援</p> | <p>○ 試験合格者の運行管理者資格者証の確実な取得のための申請手続の支援</p> <p>試験合格後 3 ヶ月の期限内に運行管理者試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続きについて、失念防止を図る観点から、平成 29 年度より、対象となる運輸支局を限定して、資格者証交付申請手続を支援する事業を行っている。</p> <p>本支援事業は、運行管理者資格者証の交付申請手続きの失念防止とともに負担軽減が図られるため、利用者からの要望が高く、運行管理者の支援の観点から有益な事業である。このため、平成 31 年度において、関係機関と調整を行い必要な手続きを経て、本支援事業を当該試験センターの事業として位置付けたうえで、全国展開できるよう取り組む。</p>   |

5. 理事会及び評議員会等の  
開催

○ 評議員会、理事会の開催関係

定款に基づき、評議員会及び理事会を開催する。

なお、定時評議員会及び通常理事会の他、緊急に審議事項等が発生した場合は、臨時の評議員会及び理事会を開催する。